

令和2年 第3回（6月） 筑紫野市議会定例会

【建設環境常任委員会 委員長報告】

議案第44号及び議案第45号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第44号 福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に基づく土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改定するものです。

委員会では、清算金を分割徴収する場合、1回目に決めた利率が最後まで継続するののかとの質疑があり、執行部からは、分割の申し出があった時点での利率で計算をし、分割して徴収を行うとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第45号 市道路線の変更』の件について、ご報告いたします。

本件は、古賀第1地区地区計画内の開発行為に伴う道路整備が完了したことに伴い、路線番号9099号江永浦線が延伸されたため、当該路線の終点位置を変更するものであり、執行部から説明を受けながら、該当箇所現地視察を行いました。

委員会では、枝線を市道に認定する目的は何かとの質疑があり、執行部からは、市有地への接続を行うためであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。